

# 静岡市都市公園内仮設店舗（コンテナ等）出店者募集要項（案）

## 1 目的

静岡市都市公園の利用者の利便性の向上のため、魅力的な飲食物などを販売するとともに、楽しく過ごせる休憩の場を提供する仮設店舗（コンテナ等）を社会実験として運営する出店者を募集します。

## 2 出店場所

設置場所 あさはた緑地、城北公園、秋葉山公園

## 3 募集条件

### （1）社会実験期間

社会実験期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までとし、1カ所の公園につき最大3ヵ月間の占有許可を与え、3公園すべてで出店する事が可能です。

### （2）使用料

静岡市都市公園条例で規定する使用料を適用し、許可を受ける面積に応じて公園の使用料を前納にて納入していただきます。（占有許可 32.4 円/月・㎡、行為許可 86 円/日・㎡）

※条例改正や消費税増税等により料金に変更された場合は、その額が適用されます。市の責めに帰すべき理由により公園の使用ができない場合を除き、納入済み使用料の返還は行いません。

### （3）営業日時

市と協議により決定します。

### （4）出店形態等

①コンテナ等による仮設店舗とし、3ヵ月の間に設置撤去が可能な店舗とします。

②公園の景観に配慮した店舗としていただきます。

③営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、配置等を事前に市と協議していただきます。また、電気設備・排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。

※あさはた緑地については、二級河川巴川麻機遊水地内に位置するため、店舗の構造については市と協議する必要があります。

※協議により電気設備・排水設備・水道設備が使用できる場合があります。

### （5）許可の取消

出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合、市は使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、市が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。

出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、市は一切その責めを負いません。

#### (6) 原状回復

使用期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、出店者の負担により、市が指定する期日までに使用箇所を原状に回復していただきます。

#### (7) その他

- ① 店舗設置スペースは禁煙としていただきます。
- ② 法令で定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ③ 設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理については、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ④ 出店者は、店舗付近にゴミ箱を設置することとし、その設置及び管理は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ⑤ 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び市が不相当と判断したものは販売できません。ただし、酒類は市との協議により販売できる場合があります。
- ⑥ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。

### 4 応募資格

- (1) 許可期間中、円滑に運営できる法人、団体又は個人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 納税義務のある市税、県税及び国税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きを行っていない者。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員でないこと。

### 5 社会実験について

社会実験であるため営業方法等については市との協議をしていただく必要がありますので、都市公園法及び施行令の規定、静岡市都市公園条例、本募集要項を十分にご理解のうえご応募ください。

また、この募集による許可は、本市において計画中である常設の売店や飲食店の設置に向けた可能性を探るための参考とさせていただくため、売上や店舗設置に伴う経費について報告を

していただきます。

## 6 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、静岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、市は、その責めを負いません。

## 7 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と出店者の協議の上処理するものとします。

## 8 事業者の選定方法

選定は、プロポーザル（企画提案型）方式による競争とし、競争に参加する事業者より提出される企画提案書等を下記により審査し、事業者を選定します。選定事業者は、静岡市から占用許可を受け、事業を実施するものとします。

なお、都市公園であることから、公園に配慮した店舗デザイン、メニュー提案であることを選定において着目します。

- ① 提出された企画提案書等に基づき、書類審査を実施します。
- ② 提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施していただきます。
- ③ 書類審査及びプレゼンテーション審査の結果、採用となる提案をした事業者が複数あった場合は3事業者まで採用をします。

## 9 応募にかかる企画提案書

企画提案書は、別紙様式を参考に作成してください。

## 10 応募手続き等

- (1) 受付期間 平成30年6月11日（月）から平成30年6月22日（金）まで
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）
- (3) 受付場所 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市都市局都市計画部緑地政策課

### (4) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式1）

イ 法人の場合は登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、相当する書類（団体名・所在

地・代表者・役員等の記載があるもの)、個人の場合は住民票の写し

ウ 完納証明書または納税証明書等の未納がないことの証明

エ 誓約書(様式2)

オ 都市公園内仮設店舗企画提案書(様式3)

※ イ及びウは、6箇月以内に発行されたもの

(5) 提出部数

アからエは各1部、オは6部

(6) 提出方法

応募者が直接持参してください(郵送は不可)

11 その他

(1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

(2) プロポーザル参加申請にかかる費用は、応募者負担とします。

(3) 提出された書類は、審査・選定の用途以外に、応募者に無断で使用しないものとします。

(4) プロポーザル応募にかかる質問は、質問書を用いて FAX 又は郵送にて平成 30 年6月15日(金)までに送付してください。

(5) 選定にあたっての審査は、書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションを基本とし、平成 30 年6月 26 日(火)に実施する予定です。

(6) 受理した書類は返還しません。

(7) 出店予定者は、平成 30 年6月末に決定する予定です。

また、審査結果(決定した事業者名)は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関する問い合わせには応じません。

12 連絡先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市都市局都市計画部緑地政策課

計画係

電話番号 054-221-1432

FAX 054-221-1294